

第 1 部 競争入札参加資格審査

第 1	資格審査申請要領……………	1
第 2	資格審査申請書類記載要領……………	5
第 3	申請書類記入例……………	13

第1 資格審査申請要領（県内建設業者用）

1 審査基準日

令和8・9年度大分県公共工事競争入札参加資格審査申請における**審査基準日**は、**令和7年12月1日**とする。

2 資格審査を申請できる者及び業種

次の①から⑤の要件を全て満たす者（大分県内に建設業法上の主たる営業所を有する者）及び業種であることとし、資格審査は、原則として建設業法第27条の29の規定に基づく総合評定値の請求（以下、「総合評定値請求」という。）を行い、総合評定値の通知（以下、「総合評定値通知」という。）を受けた業種と同一の業種について行うこととする。

- ① 建設業法の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている者及びその業種
- ② 申請日現在において、審査基準日を令和6年10月1日から令和7年9月30日の間とする総合評定値通知を国土交通大臣又は都道府県知事から受けている者及びその業種（現に申請中（経営事項審査申請済：11月、12月、1月）の者を含む。経営事項審査については申請要領を別途参照のこと。）※R8.2月、R8.3月に経営事項審査を受審する場合は、申請期間の対象外となる。
- ③ 大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期（昭和39年大分県告示第481号）第8の1の(3)及び第8の2の(4)で定める暴力団関係者に該当しない者
- ④ 社会保険等の適用事業所において、適用除外承認を受けている場合を除き、申請日現在において必要な「健康保険」、「厚生年金保険」及び「雇用保険」すべてに加入している者
- ⑤ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者

3 資格審査の申請期間及び申請方法

申請期間は令和7年12月1日から令和8年1月30日までとし、申請方法は**書面持参**とする。

※期間外の受付は一切行わない

4 受付日時及び受付場所

受付日時 3の期間中で、申請者の主たる営業所の所在地を管轄する土木事務所の定める日時

受付場所 申請者の主たる営業所の所在地を管轄する土木事務所

5 申請書類

ホームページに掲載 URL <https://www.pref.oita.jp/soshiki/17050/>

6 提出書類・提出部数

競争入札参加資格審査申請書類一覧（P3）に掲げる書類について正本1部、副本2部を提出する。

7 その他注意事項

- (1) 一度申請した資格審査書類について、申請者の申立てによる変更は認めないので、内容を十分確認したうえで申請をすること。
- (2) 競争入札参加資格の資格審査の申請をした者が、次の各号の一に該当するときは、資格の格付又は認定を行わないことができるものとする。

- ① 競争入札参加資格申請書若しくは添付書類又は資格審査用データ中の重要な事項について虚偽の

記載をし、又はそれらに重要な事実について記載をしなかったとき。

② 経営規模等評価申請書、経営状況分析申請書及び総合評定値請求書又はその添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出し、結果の通知を受けたとき。

③ 審査を行う過程又は審査の結果において、暴力団関係者である等競争入札参加者の資格を与える者として不適当であることが判明したとき。

(3) 競争入札参加者の資格を有する者が、次の各号の一に該当するときは、資格の取り消し又は等級の格下げをすることができるものとする。

① 建設業法第3条の規定による許可の効力を失ったとき。

② 請負契約の履行について不誠実な行為をしたとき。

③ 前2号の他、暴力団関係者である等競争入札参加者の資格を有する者として不適当であることが判明したとき。

(4) 競争入札参加資格の決定に関しての問い合わせには一切応じない。

(5) 事業協同組合の特例扱いを希望する場合は、次の書類が必要である。

① 特例扱いを希望する旨の申出書

② 役員名簿及び組合員名簿（組合員のうち審査対象とする組合員5名以内を選択し、明示すること。）

③ 事業協同組合の建設業許可通知書の写

④ 事業協同組合及び審査対象者（組合員のうち5名以内）の総合評定値通知書の写又は総合評定値請求書受付票の写

⑤ 官公需適格組合証明書の写

(6) 格付結果等の公表について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に係る適正化指針により、次の事項を公表する。

① 競争入札に参加する者に必要な資格

ア 大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期（昭和39年大分県告示第481号）

イ 大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期の特例（平成20年大分県告示第224号）

② 競争入札に参加する者に必要な資格を有する者の名簿

建設業者競争入札参加資格一覧表（県内業者）

③ 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

ア 大分県が発注する工事請負契約に係る指名基準について（平成5年12月17日付監第1491号）

イ 大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和60年大分県告示第267号）

④ 競争参加者の等級区分の基準及び基準の公表

「建設工事競争入札参加資格の決定に関する格付基準」による。

なお、公表の方法は、土木建築企画課建設業指導班・大分県情報センター・各振興局地区情報コーナー・各土木事務所及び大分県ホームページにおける閲覧とする。

また、土木建築企画課建設業指導班・各土木事務所においては貸出も可能とする。

競争入札参加資格審査申請書類一覧

1 競争入札参加資格審査申請書

2 総合評定値通知書の写又は総合評定値請求書受付票の写し(A4)

(総合評定値通知を受けている者は必ずその写しを添付すること)

3 その他知事が指定する書類

- (1) 誓約書（大分県暴力団排除条例）
- (2) 健康保険等の加入状況【様式1】
- (3) 県税納税証明書（自動車税及びその他の県税）※
- (4) 国税納税証明書
 - ・(3)と(4)については、証明日は令和7年12月1日から令和8年1月30日の間に限る。
 - ・国税納税証明書は、国税通則法施行規則第9号書式その3の2（個人事業主）、その3の3（法人）のいずれかの書式に限る（電子納税証明書（PDF）を印刷したものでも可）。
- (5) 県税に関する誓約書兼納税確認に関する同意書 ※
- (6) 技術職員名簿（令和7年12月1日現在）
- (7) 舗装施工管理技術者資格者証の写し（舗装工事業を申請する者のみ）
- (8) 維持管理業務実績確認書類
 - ・維持管理業務実績高一覧表【契約期間が2年未満：様式2、2年以上：様式3】
 - ・委託業務の実績・発注業種が確認できる書類・再委託承諾書（一次下請け業務に限る）
 - ・様式2・3の下欄に記載された「添付書類」を確認の上、添付すること。
- (9) 契約後VE提案採否通知書又は契約後VE縮減証明書の写し
- (10) 新分野進出状況確認書類
新分野進出状況申告書【様式4】、経営革新計画承認通知書の写し
- (11) 障がい者雇用状況確認書類
障害者雇用状況報告書、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し等
- (12) 若年労働者の新規雇用状況確認書類
若年新規雇用者及び建設業従事職員名簿【様式5】
- (13) 従事職員数の状況確認書類
若年新規雇用者及び建設業従事職員名簿【様式5】
- (14) 不当要求防止責任者講習（暴力団対策講習）の受講状況確認書類
 - ・若年新規雇用者及び建設業従事職員名簿【様式5】
 - ・不当要求防止責任者講習（暴力団対策講習）の受講修了書の写し
 - ・(12)～(14)については、「若年新規雇用者及び建設業従事職員名簿【様式5】」に記載すること。
- (15) 建設業労働災害防止協会への加入状況確認書類
建設業労働災害防止協会大分支部が発行した加入証明書
- (16) エコアクション21認証・取得状況確認書類
エコアクション21認証・登録証の写し
- (17) 協力雇用主の登録に関する証明願兼証明書【様式6】
- (18) ワークライフバランス関連の認定等の状況が確認できる書類の写し
※印のついている書類はいずれかを添付すれば、もう一方は添付省略可であるため、記載要領を参照すること。

【提出部数】

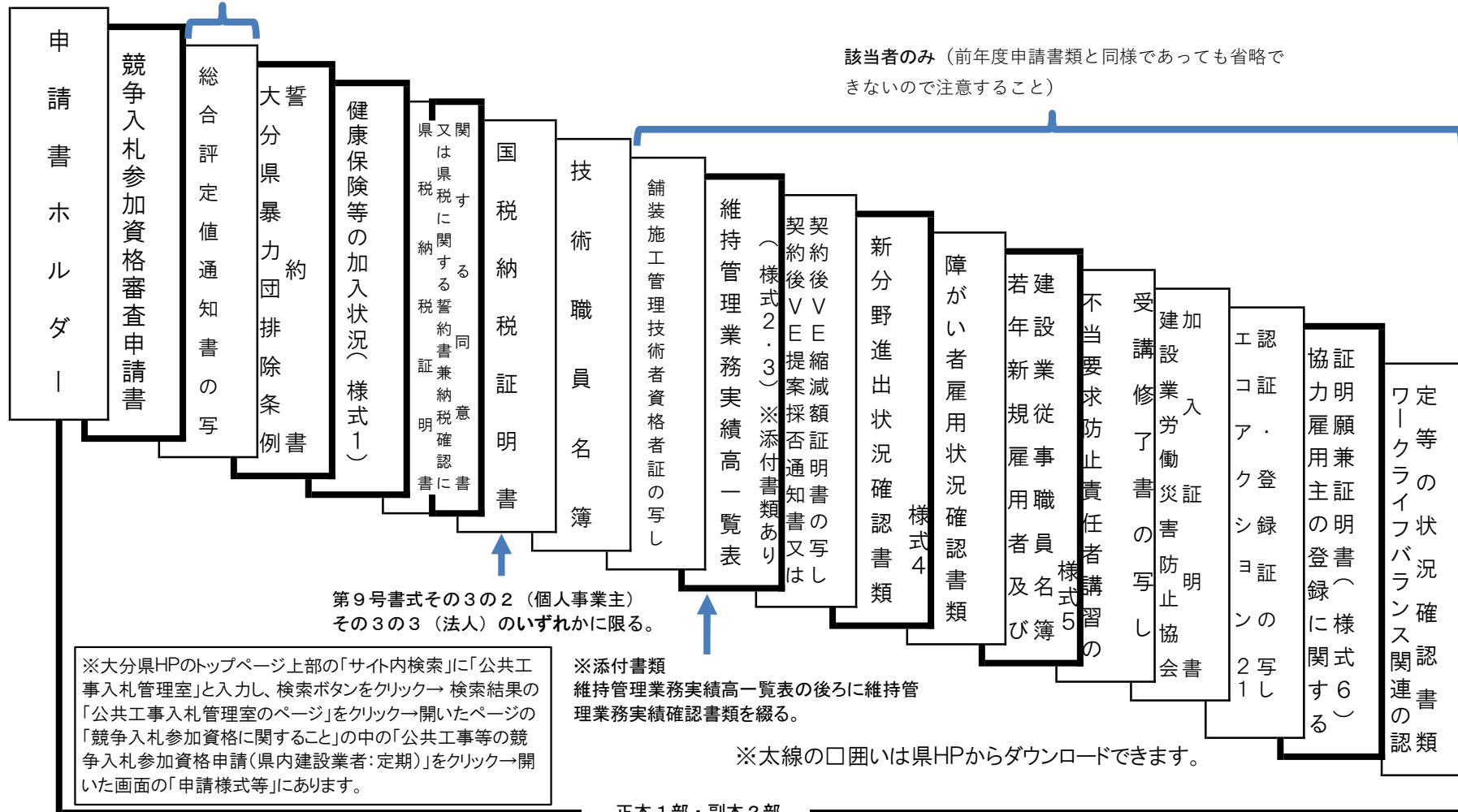
競争入札参加資格審査申請書類は正本1部、副本2部。

競争入札参加資格審査申請書類編綴順序

1 申請書ホルダー

R7. 11月、R7. 12月、R8. 1月の経営事項審査を申請済みで
総合評定値通知書を申請中のものは省略可。

該当者のみ（前年度申請書類と同様であっても省略で
きないので注意すること）



第2 資格審査申請書類記載要領

1 申請書ホルダー

所定の規格（個別フォルダ A4-E）・色（水色）のファイルに編纂すること。

また、所定の表紙及び見出しを印刷し、貼付すること。

2 競争入札参加資格審査申請書（P 13 参照）

- (1) 許可番号及び許可年月日の欄には、既に受けている建設業の許可番号、許可年月日を全て記入すること（3行に記入できない場合は、余白に記入する）。
- (2) 主たる営業所の所在地に該当する郵便番号を記入すること。
- (3) 所在地の欄には、主たる営業所の所在地を記入すること。なお、前回の競争入札参加資格通知書受理後、所在地を変更している場合は、旧所在地も記入すること。（通称ではなく、正式な所在地を記入すること）
- (4) 旧所在地については、前回の競争入札参加資格通知書受理後変更している場合に記入すること。
- (5) 商号又は名称は、必ずフリガナを付すとともに楷書でわかりやすく記入すること。
なお、法人の種類を表す文字については、略号を用いること。（例：(株)、(有)など）
- (6) 旧商号又は名称については、前回の競争入札参加資格通知書受理後、商号又は名称を変更している場合に記入すること。
- (7) 代表者氏名は必ずフリガナを付すとともに楷書でわかりやすく記入し、役職名については、正式な役職を記入すること。

商号又は名称及び代表者名に、J I S規格第1・第2水準以外の文字（旧字等）が含まれている申請者は、申請書の余白に置換可能なJ I S規格水準文字を記入すること。

※置換可能なJ I S規格水準文字の記載がない場合は、県が独自で対応する。

- (8) 連絡先については、主たる営業所における電話番号及びFAX番号を記入すること。
- (9) 経営事項審査の審査基準日については、経営事項審査の申請における審査基準日（令和6年10月1日から令和7年9月30日の間における直前の決算日等）を記入し、総合評価値通知を受けている者は「有」に○を、申請中の者は「申請中」に○をし、「11月、12月、1月」のいずれかに○をすること。
※R8.2月、R8.3月に経営事項審査を受審する場合は、申請期間の対象外となる。
- (10) 建設業の廃業の欄は、**総合評価値通知書受理後**、廃業した業種があれば「有」に○をし、その業種及び廃業年月日を記入すること。該当がない場合は、「無」に○をすること。
- (11) **舗装工事業を申請する者のうち、（一社）日本道路建設業協会に1級又は2級の舗装施工管理技術者として登録している者がいる者は「有」に○をし、資格者証の写しを添付すること（前回添付した者も含む）。**登録者がいない者又は、ほ装工事業を申請しない者は「無」に○をすること。
- (12) 維持管理業務実績高一覧表を添付している者は「有」に○を、添付していない者は「無」に○をすること。
- (13) 契約後V E提案採否通知書又は契約後V E縮減額証明書の写しを添付している者は「有」に○を、添付していない者は「無」に○をすること。
- (14) 新分野進出状況確認書類を添付している者は「有」に○を、添付していない者は「無」に○をすること。

- (15) 障がい者雇用状況確認書類を添付している者は「有」に○を、添付していない者は「無」に○をすること。
- (16) 若年新規雇用者及び建設業従事職員名簿を添付している者は「有」に○を、添付していない者は「無」に○をすること。
- (17) 不当要求防止責任者講習の受講修了書の写しを添付している者は「有」に○を、添付していない者は「無」に○をすること。
- (18) 建設業労働災害防止協会への加入証明書を添付している者は「有」に○を、添付していない者は「無」に○をすること。
- (19) エコアクション21認証・登録証の写しを添付している者は「有」に○を、添付していない者は「無」に○をすること。
- (20) 協力雇用主の登録に関する証明願兼証明書を添付している者は「有」に○を、添付していない者は「無」に○をすること。
- (21) ワークライフバランス関連の認定等の状況確認書類を添付している者は「有」に○を、添付していない者は「無」に○をすること。

※電子入札システムに登録されたEメールアドレスを発注機関からの各種連絡事項に利用することについて、同意する者は「同意する」に○を、同意しない者は「同意しない」に○を、アドレスを未登録の者は「未登録」に○をすること。

3 大分県暴力団排除条例にともなう誓約書（P 14 参照）

- (1) 所在地の欄には、主たる営業所の所在地を記入すること。
（通称ではなく、正式な所在地を記入すること）
- (2) 商号又は名称は必ずふりがなを付すとともに楷書でわかりやすく記入すること。
なお、法人の種類を表す文字については、略号を用いること。（例：(株)、(有)など）
- (3) 代表者氏名は必ずふりがなを付すとともに楷書でわかりやすく記入すること。

4 健康保険等の加入状況（P 15 参照）

- (1) 別紙の「健康保険等の加入状況」（様式1）の下欄の記載要領を参照の上、記入すること。

5 県税納税証明書又は県税に関する誓約書兼納税確認に関する同意書（滞納がないこと）

・県税納税証明書

- (1) 納税証明書は、県税（自動車税を含む）について1通添付すること。
- (2) **令和7年12月1日以降**に県税事務所で証明を受けること。
※証明日は令和7年12月1日から令和8年1月30日の間に限る
- (3) 証明については、1通につき400円の手数料が必要。
- (4) 納税証明書の交付申請においては、納税証明書交付申請書及び納税証明書に申請者の住所、氏名（法人にあっては、その商号及び主たる営業所の所在地並びに代表者の氏名）を記入のうえ、県税事務所に提出すること。なお、代理申請の場合は、委任状が必要。
- (5) 証明書は即日交付できない場合があるので、早めに申請すること。

・県税に関する誓約書兼納税確認に関する同意書（P 16 参照）

- (6) 納税証明書の添付を省略しようとする場合は、「県税に関する誓約書兼納税確認に関する同意書」を提出すること。
- (7) 納税状況の確認で県税に滞納が確認され、指定する期日（納税証明書の証明期間と同一）までに納税証明書を提出できなかった場合は、入札参加資格を有するとは認められず、資格を認定しない。

大分県が全ての県税の納税状況を確認し、その結果を資格審査に利用することに同意する業者について、「県税に関する誓約書兼納税確認に関する同意書」を提出することで、納税証明書の添付を（「指定日」までの申請に限り）省略できる。

※「指定日」・・・今年度指定日は令和8年1月9日（金）とする。

指定日後の申請については、これまでどおり納税証明書原本を提出すること。

注 意	納税証明書の添付を省略した場合、申請時点で未納税額がなくても、 <u>確認日時点で未納税額（納期限未到来のものは除く。）があった場合は、入札参加資格を有すると認められないので、十分に注意してください。</u>
------------	--

6 国税納税証明書（未納がないこと）

- (1) 申請者が法人である場合においては法人税及び消費税、個人である場合においては所得税及び消費税について証明してもらうこと。

※証明日は令和7年12月1日から令和8年1月30日の間に限る

- (2) 納税証明書の様式は、個人事業主においては国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2、法人においては国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3に限る。
- (3) 証明については、1通につき通常400円の手数料が必要です。
- (4) 電子納税証明書（PDF）を印刷したものでも可（原本の写しは不可）とするが、印刷が不鮮明なもの、真正性が確認できないもの等については、原本の再提出をお願いすることがあります。

※原本の再提出を求めた場合、証明日が2月以降となった場合、入札参加資格を有すると認められないので、十分に注意してください。

7 技術職員名簿（P 17、18、19 参照）

令和7年12月1日現在において在職する常勤の技術職員について、下記のとおり技術職員名簿を朱書きで訂正又は記入し添付すること（修正液等での修正は不可）。

- (1) 令和7年度の競争入札参加資格を有している者（P 18、19 参照）
- ・前年度の技術職員名簿は、公共工事入札管理室から送付するもの、又は管轄する土木事務所から受け取り、変更のあった技術職員及び有資格区分コードについて、朱書きで追加又は削除する。
 - ・余白に「令和7年12月1日現在」と朱書きで記入する。
 - ・すべての技術職員について、変更がない場合は、余白に「変更なし」を朱書きで記入する。
- (2) 令和8・9年度に新規で競争入札参加資格申請をする者（P 17 参照）
- ・ホームページ掲載の技術職員名簿（新規用）、又は管轄する土木事務所から受け取り、令和7年12月1日現在において在職する常勤の技術職員について、朱書きで氏名及び資格者コードを記入する
 - ・余白に「令和7年12月1日現在」と朱書きで記入する。

- (3) 技術職員及び資格者コードについて、追加及び上位資格の取得があった場合は、下記の資格を証する書類を添付すること（経営事項審査で認定済みであることを理由に原本を省略することは不可）。

・資格者証（写） ・実務経験証明書（原本） ・卒業証書（写）又は卒業証明書（原本）

・監理技術者資格者証（写）※有効期間内であるか確認を要するため登録済でも毎回添付すること

※なお、技術職員を新たに追加した場合には、その職員の常勤性が確認できる資料（社会保険被保険者報酬月額決定通知書、出勤簿、給与台帳等）を申請書類提出時に提示すること。

ただし、被保険者等（本人）の記号・番号及び保険者番号をマスキングした上で提示すること。

8 舗装施工管理技術者資格者証の写し

舗装工事業を申請する者のうち、令和7年12月1日現在において、（一社）日本道路建設業協会が実施する1級又は2級の舗装施工管理技術者試験に合格し、技術者として登録されている者を**常勤職員**として雇用している者は資格者証の写しを添付すること。

※その職員の常勤性が確認できる資料（社会保険被保険者報酬月額決定通知書、出勤簿、給与台帳等）を申請書類提出時に提示すること。

9 維持管理業務実績高一覧表（P20、21参照）

土木工事業の総合実績高として、維持管理業務の受注実績を計上し申請する者は、申請する維持管理業務の履行契約期間が2年に満たない場合には維持管理業務実績高一覧表（様式2）を、履行契約期間が2年を超える場合には維持管理業務実績高一覧表（様式3）を提出すること。

なお、維持管理業務実績高一覧表（様式2）（様式3）のそれぞれ下方に、添付する書類が記載されているので、添付漏れのないよう提出すること。

なお、該当する平均維持管理業務実績高の定義は次のとおりである。

● 次の1又は2のすべての要件を満たす業務の実績額を2で除した金額

- 1 元請けで受注した業務（発注業種は「土木一式工事」、「舗装工事」、「とび・土工・コンクリート工事」に限る。）

（1）契約期間が2年に満たない場合

① 大分県又は大分県内の市町村が発注した土木施設の維持管理（補修）業務（災害時の対応業務を含む）で、元請けで受注したものに限る。

② 令和5年12月1日から令和7年11月30日までの間に契約期間が満了し、その全部について引渡しが完了したものに限る。

（2）契約期間が2年を超える場合

① 1の（1）の①と同じ

② 令和5年12月1日から令和7年11月30日までの間に、その一部又は全部について引渡しが完了したものに限る。

- 2 下請けで受注した業務（発注業種は「土木一式工事」、「舗装工事」、「とび・土工・コンクリート工事」に限る。また、一次下請けに限る。）

（1）契約期間が2年に満たない場合

① 大分県が発注した土木施設の維持管理（補修）業務（災害時の対応業務を含む）で、あらか

じめ書面により発注者の承諾を得た業務を、一次下請けで請け負ったもの。

- ② 1の(1)の②と同じ
- (2) 契約期間が2年を超える場合
 - ① 2の(1)の①と同じ
 - ② 1の(2)の②と同じ

10 契約後VE提案採否通知書又は契約後VE縮減額証明書の写し

大分県土木建築部契約後VE方式実施要領（以下「VE実施要領」という。）に基づくVE提案を行い、採択された工事がある者のみ、契約後VE提案採否通知書の写し又は契約後VE縮減額証明書の写しを添付すること。

ただし、VE実施要領第7に基づくVE提案の採否の通知年月日が、令和5年4月1日から令和7年3月31日までのものに限る。

11 新分野進出状況確認書類（P23参照）

- (1) 令和4年12月1日から令和7年11月30日までの間に、日本産業分類で定める「大分類D・建設業」以外の分野の産業へ進出し、500万円以上の支出を行った者又は中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第9条第1項に基づき「経営革新計画」の承認を得た者のみ添付すること。

ただし、令和7年12月1日現在において進出した新分野事業を継続して営業している者に限る。

- (2) 法人においては、法人自らが支出・出資等を行って①から③のいずれかに該当した者に限る。

ただし、進出分野が建設会社からの出資が制度上難しい農業分野等であり、新しく設立した農業法人等の代表者が令和7年12月1日現在において建設会社の役員又はこれに準ずるものである場合、役員などが個人として出資したとしても評価項目として認める。

- ① 自らの会社における新分野進出
- ② 新会社を設立し、新分野進出
- ③ 共同出資で新会社を設立し、新分野進出

- (3) 申請書類・添付書類は次のとおりとする。

◎500万円以上の支出を行って新分野進出した者

- ・新分野進出状況申告書（様式4）
- ・定款の写し
- ・商業登記簿謄本の写し（新会社を設立した場合のみ必要）
- ・新分野に進出した日及び活動状況を証する書類（株主総会又は取締役会の議事録の写し、パンフレット等）
- ・500万円以上支出したことを証する書類の写し（領収書、固定資産台帳等）

※前年度以前に同一内容の新分野進出状況申告書を提出した者は、新分野進出状況申告書のみの提出で可。

◎経営革新計画の承認を得た者（「大分類D・建設業」以外の分野に進出した場合に限る）

- ・経営革新計画承認通知書の写し

※他会社（新会社を除く）への出資金は、500万円の支出として認めない。また、「風俗営業等の

規則及び業務の適正化等に関する法律」に定める風俗営業と性風俗関連特殊営業に該当するものに進出した場合は、評価項目の新分野進出として認めない。

12 障がい者の雇用状況確認書類

- (1) 令和7年12月1日現在において、身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者（以下、「障がい者」という。）を雇用している者のみ添付すること。
- (2) 個人にあつては**事業主本人又は支配人以外の者**、法人にあつては**役員以外の者**で、常勤性のある従業員に限る。
- (3) 添付書類は下記のとおりとする。

◎障害者の雇用の促進等に関する法律第43条の規定により雇用義務のある者

- ・令和7年6月1日現在の「障害者雇用状況報告書」（同法施行規則第8条）の控の写し
- ・令和7年6月1日以降、新たに障がい者を雇用した場合は、その者の「身体障害者手帳」の写し、「療育手帳」の写し又は「精神障害者保健福祉手帳」の写し

◎雇用義務はないが障がい者を雇用している者

- ・「身体障害者手帳」の写し、「療育手帳」の写し又は「精神障害者保健福祉手帳」の写し

※その職員の常勤性が確認できる資料（社会保険被保険者報酬月額決定通知書、出勤簿、給与台帳等）を申請書類提出時に提示すること。

ただし、被保険者等（本人）の記号・番号及び保険者番号をマスキングした上で提示すること。

- (4) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写しの提出にあたっては、**事前に手帳所持者本人の了承を得ること。**

※障がい者の把握・確認にあたっては、「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」（平成17年11月4日付け厚生労働省職業安定局長通知、職高発第1104001号）により、適正な把握・確認に努めること。

13 若年労働者の新規雇用状況確認書類(P24参照)

- (1) 若年新規雇用者及び建設業従事職員名簿（様式5）を提出すること。
- (2) 評価対象となる若年新規雇用者は、下記の要件を全て満たす者に限る。
 - ① 令和7年12月1日現在において、常勤の「役員又は建設業従事者（個人事業主含む）」であること。
 - ② 雇用年月日が令和4年12月1日から令和7年11月30日までの間であること。
 - ③ 令和7年12月1日現在において、年齢が40歳未満であること。
 - ④ 社会保険（健康保険・厚生年金保険）又は雇用保険加入者であること。

※その職員の雇用年月日が確認できる資料（健康保険証写し等）を申請書類提出時に提示すること。

ただし、被保険者等（本人）の記号・番号及び保険者番号をマスキングした上で提示すること。

14 建設業従事職員数の状況確認書類(P24参照)

- (1) 若年新規雇用者及び建設業従事職員名簿（様式5）を提出すること。
- (2) 評価対象となる建設業従事職員数は下記の要件を満たす者に限る（外国籍の職員も可）。
 - ① 令和7年12月1日現在において、常勤の「役員又は建設業従事者（個人事業主含む）」であること。
 - ② 社会保険（健康保険・厚生年金保険）又は雇用保険に加入している者であること。

③ ②の社会保険（健康保険・厚生年金保険）又は雇用保険に加入出来ない者においては、他の書類により常勤性を確認出来る者であること。

(3) 建設業以外の事業を兼業する事業者については、建設業に従事しない職員は従事職員数に含まないこと。

※その職員の常勤性が確認できる資料（社会保険被保険者報酬月額決定通知書、出勤簿、給与台帳等）を申請書類提出時に提示すること。

ただし、被保険者等（本人）の記号・番号及び保険者番号をマスキングした上で提示すること。

15 不当要求防止責任者講習(暴力団対策講習)の受講状況確認書類(P24参照)

(1) 若年新規雇用者及び建設業従事職員名簿（様式5）を提出すること。

(2) 加えて、令和4年4月1日から令和7年11月30日までの間に「不当要求防止責任者講習（暴力団対策講習）」を受講した者がいる場合は受講修了書の写しを添付すること。

(3) 評価対象となる不当要求防止責任者講習（暴力団対策講習）の受講者は、下記の要件を満たす者に限る。

受講者は当該建設業者に在籍中に受講し、令和7年12月1日現在において、当該建設業者に常勤していること。

※不当要求防止責任者講習者(暴力団対策講習)は、様式5の若年新規雇用者及び建設業従事職員名簿掲載者でなければ評価対象としない。

※受講修了書の写しのみの提出は、不可。若年新規雇用者及び建設業従事職員名簿（様式5）も作成、提出すること。

16 建設業労働災害防止協会への加入状況確認書類

令和7年12月1日現在において、建設業労働災害防止協会に1号会員（2号会員の場合は不可）として加入している者は、同協会大分県支部（大分市城崎町3丁目3番41号 電話：097-538-0745）に証明願を提出し、証明を受けその証明書を添付すること。

17 エコアクション21の認証取得状況確認書類

令和7年12月1日現在において、エコアクション21の有効な認証・登録証の写しを添付すること。

18 協力雇用主の登録状況確認書類(P25参照)

(1) 令和7年12月1日現在において、大分保護観察所に保護観察対象者の協力雇用主として登録を受けている場合は、「協力雇用主の登録に関する証明願兼証明書（様式6）」（P25参照）を提出すること。

(2) 令和7年12月1日以降に大分保護観察所で証明を受けること。

※証明日は令和7年12月1日から令和8年1月30日の間に限る

【協力雇用主の登録又は証明に関する問い合わせ先】

大分保護観察所 （就労支援担当）

〒870-8523 大分県大分市荷揚町7-5 大分法務総合庁舎5階
TEL: 097-532-2053 FAX: 097-538-9802

※協力雇用主の「登録手続き」には、1ヶ月以上の期間を要すること。

【証明書の発行手続きについて】（大分保護観察所 就労支援担当への事前確認による）

申請先 : 大分保護観察所（上記連絡先）

申請方法 : 郵送に限る。※『返信用封筒（宛名記載・切手貼付済み）』を同封すること。

提出部数 : 1部（協力雇用主の登録に関する証明願兼証明書（様式6））

証明手数料 : 不要

注意事項 : ①証明書の発行や返送は一定の期間を要するため、早めに手続きすること

: ②令和7年12月1日以降に大分保護観察所で証明を受けること（再掲）

※証明日は令和7年12月1日から令和8年1月30日の間に限る（再掲）

19 ワークライフバランス関連の認定等の状況確認書類

ワークライフバランス関連の認定等の状況が確認できる書類を提出すること。

① 令和7年12月1日現在において、評価対象となる建設企業等は次のいずれかの認定または表彰実績がある者。

ア 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく都道府県労働局長の認定（ユースエール認定）

イ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条に基づく都道府県労働局長の認定（えるぼし認定）

ウ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条に基づく都道府県労働局長の認定（くるみん認定）

エ おおいた働き方改革推進優良企業表彰

オ おおいた女性活躍推進事業者表彰

② 審査基準日の属する年度において、女性が輝くおおいた推進会議代表あてに提出した「女性活躍推進宣言」に対する取組状況の報告書を提出し受理されている建設企業、又は「女性活躍応援県おおいた認証企業」として受理されている建設企業。

（ただし、①で加点対象となる場合は除く）

記入例

番 号	
--------	--

競争入札参加資格審査申請書 (県内業者用)

令和 7 年 12 月 1 日

大分県知事 殿

今般、大分県所管の建設工事の競争入札に参加したいので、別冊指定の書類を添えて申請します。
 なお、申請業種は経営規模等評価及び総合評定値の通知を受けた業種と同一とします。
 この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないこと及び地方自治法施行令第167条の4第1項の
 規定に該当しない者であること並びに社会保険に加入している者であることを誓約します。

(申請者)

(1) 許可番号 大臣・知事(般・特 4) 第 23456 号 令和 4 年 9 月 9 日
 大臣・知事(般・特 3) 第 23456 号 令和 3 年 10 月 10 日
 大臣・知事(般・特) 第 号 年 月 日

(2) 郵便番号 (870 - 8501)

(3) 所在地 大分市大手町 3 - 1 - 1

(4) 旧所在地 大分市上野町 5 - 1

※ 旧所在地は前回格付通知書受理後変更している場合に記入する。

(5) 商号又は名称 (フリガナ) タカサキヤマケンセツ
 (株) 高崎山建設 (株) 高崎山建設

(6) 旧商号又は名称 (フリガナ) マルマルグミ
 (株) ○○組
 ※ 旧商号は前回格付通知書受理後変更している場合に記入す
 JIS規格第1・第2水準以外の文字(旧字等)が含まれている場合は、余白に置換可能なJIS規格文字を記入すること。
 例:高→高 崎→崎 吉→吉 など

(7) 代表者氏名 (フリガナ) タカサキヤマ イナロウ
 ※姓と名の間は一字空けること。
 (役職) 代表取締役 (氏名) 高崎山 一郎 高崎山 一郎
 ※姓と名の間は一字空けること。

(8) 連絡先 電話番号 (097 - 506 - 4527) F A X 番号 (097 - 506 - 1834)

(9) 経営事項審査 (審査基準日) 令和 6 年 12 月 31 日
 (総合評定通知書) 有 申請中 (経営事項審査申請済: 11月、12月、1月)

(10) 建設業の廃業 有 (建築一式工事) 令和 7 年 8 月 31 日 無
 ※総合評定値通知書受理後、廃業した業種・年月日を記入すること。

(11) 舗装施工管理技術者資格者証の写し 有 無
 (12) 維持管理業務実績高一覧表 有 無
 (13) 契約後 V E 提案採否通知書又は契約後 V E 縮減額証明書の写し 有 無
 (14) 新分野進出状況確認書類 有 無
 (15) 障がい者雇用状況確認書類 有 無
 (16) 若年新規雇用者及び建設業従事職員名簿 有 無
 (若年労働者の新規雇用状況・建設業従事職員数の状況・不当要求防止責任者講習の受講状況)

(17) 不当要求防止責任者講習の受講修了書の写し 有 無
 (18) 建設業労働災害防止協会加入証明書 有 無
 (19) エコアクション 2 1 認証・登録証の写し 有 無
 (20) 協力雇用主に関する証明願兼証明書 有 無
 (21) ワークライフバランス関連の認定等の状況確認書類 有 無

申請中の場合は、「申請中」に「○」を記入し、必ず11月、12月、1月のいずれかにも、「○」を記入すること。

※電子入札システムに登録されたEメールアドレスを利用した発注機関からの各種連絡事項のメール送信について

同意する

同意しない

未登録 (登録した場合は同意する)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

1 自己又は自己の役員等は、次のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員が役員となっている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 7 年 12 月 1 日

大分県知事

殿

所在地 大分市大手町 3 - 1 - 1

(ふりがな) たかさきやまけんせつ

商号又は名称 (株) 高崎山建設

(ふりがな) たかさきやま いちろう

代表者氏名 高崎山 一郎

代表者生年月日 大 昭 平 4 2 年 1 0 月 1 6 日

代表者性別 男 女

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約書の提出を求めています。

健康保険等の加入状況

(1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。

令和 7 年 12 月 1 日

大分県知事 殿

大分市大手町 3-1-1

(株) 高崎山建設

申請者 代表取締役 高崎山 一郎

許可年月日

許可番号 国土交通大臣 大分県知事 許可 (一般特) 3) 第 23456 号 令和 3 年 10 月 10 日

(営業所毎の保険加入の有無)

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
本 店	(14 人)	1	1	1	健康保険	000-00000
					厚生年金保険	000-00000
					雇用保険	00000000
	(人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	(人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	(人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	(人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
合 計	(14 人)					

記載要領

- 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 「営業所の名称」の欄は、本店及び営業所の名称を記載すること。
- 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)を記載すること。() 内 には、役員又は個人事業主(同居の親族である従業員を含む。)の人数を内数として記載すること。
- 「保険加入の状況」の「健康保険」の欄については、適用事業所となったことについて日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険法の適用が除外される場合は「2」を、健康保険法(大正11年法律第70号)第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。)については「3」を記入すること。
- 「保険加入の状況」の「厚生年金保険」の欄については、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「2」を、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。)については、「3」を記入すること。
- 「保険加入の状況」の「雇用保険」の欄については、適用事業所となったことについて公共職業安定所の長に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険法の適用が除外される場合等は「2」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「3」を記入すること。
- 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては健康保険組合名)を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。

令和8・9年度大分県競争入札参加資格審査申請（建設工事・建設コンサルタント等）に係る
県税に関する誓約書 兼 納税確認に関する同意書

記入例

令和7年12月1日

大分県知事 殿

【申請者】

住 所 (法人本店所在地)	大分市大手町3-1-1	
	【個人で注意事項に該当する場合】	
商号又は名称	株式会社 高崎山建設	
法人番号	99999999999999	国税庁法人番号公表サイト等で確認の上、 正しい番号（13桁）を記載すること。 ※個人の場合は記載不要
フリガナ	タカサキヤマ イチロウ	
代表者氏名	高崎山 一郎	
生年月日	昭和42年10月16日	
電話番号	097-506-4527	

【誓約および同意する事項】

- 1 申請者は、以下のことを誓約します。
 - (1) 県税（個人県民税および地方消費税を除く。）およびこれに付随する延滞金等に滞納がないこと。
 - (2) 上記（1）が事実と相違し、大分県が指定する期日までに県税の納税証明書が提出できなかった場合は、大分県競争入札参加資格（建設工事・建設コンサルタント等）を有すると認められず、申請が拒否されても異議のないこと。
- 2 申請者は、以下のことに同意します。

上記1（1）の確認のため、県税（個人県民税および地方消費税を除く。）およびこれに付随する延滞金等の納税状況に関して、大分県の税務担当職員が大分県競争入札参加資格審査（建設工事・建設コンサルタント等）に関わる職員に対して、情報提供を行うこと。

【注意事項】

- *法人の場合
法人登記簿に記載の本店所在地および商号（法人名称）を記入してください。
- *個人の場合
確定申告に記載している事業所の住所が、住民票の住所と異なる場合は、両方記入してください。
- *この同意書が提出された時点で県税等を完納していたとしても、完納が確認できるまでに、1週間から2週間程度の時間差が生じる場合がありますので、ご了承ください。

建設業許可番号、商号、住所、電話番号を記載

技術者数： 3

今回登録する技術職員数を記載

朱書きで記載

令和7年12月1日現在

記入例

44023456 (株) 高崎山建設
大分市大手町 3-1-1
095-506-4527 技術

3

変更無し

2年目以降で「変更がない場合」の記入例

記載不要

朱書きで記載

令和7年12月1日現在

変更がない場合は必ず「朱書き」で、「変更無し」と記載すること。

記載不要

新規の際は空欄であるが、2年目以降は一度提出済みの技術者には番号が付される。

新規の際は空欄であるが、2年目以降は一度提出済みの資格の略称等が記載される。

記入例

44023456 (株) 高崎山建設
大分市大手町 3-1-1
095-506-4527 技術

2年目以降で「変更がある場合」の記入例

令和7年12月1日現在

記入例

維持管理業務実績高一覧表

No	発注者 【注文者】	元請 下請 区分	発注業種	委託業務名	履行期間		引渡日	最終契約額 (円:税抜)	経審個別 記載済み
					着工日	完了日			
1	大分土木事務所	元請	土木一式	県道〇〇線維持管理業務	R6.1.1	~ R6.12.28	R6.12.28	2,000,000	○
2	〇〇市	〃	舗装	市道△△線路面補修業務	R6.7.1	~ R6.12.11	R6.12.15	400,000	○
3	〇〇市	〃	土木一式	市道□□線災害対応土砂除去業務	R6.8.1	~ R6.8.2	R6.8.5	350,000	○
4	〇〇市	〃	〃	市道◇◇線災害対応支障木撤去業務	R6.8.2	~ R6.8.2	R6.8.5	250,000	○
5	〇〇市	〃	〃	市道◎◎線災害対応支障木撤去業務	R7.8.11	~ R7.8.12	R7.8.15	250,000	
6	中津土木事務所 【(株)△△建設】	一次下請	〃	令和5年度道維環単中委第〇-〇〇号	R7.8.1	~ R7.11.28	R7.11.30	1,000,000	
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
合 計(1~15)							①	4,250,000	
平均維持管理業務実績高							①/2	2,125,000	

大分県が発注した土木施設の維持管理（補修）業務（災害時の対応業務を含む）で、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た業務を、一次下請けで請け負ったものも対象。

例：12月決算の場合、決算後の実績であるため、経審で個別記載はできない。

50万円未満であるため添付書類可能。

経営事項審査で個別に記載済みであるため、添付書類の省略可能。P 22参照

直近の決算期までの業務については、経営事項審査において、「その他工事」又は「兼業事業売上」で計上、整理している業務が対象。
直近の決算期終了後から令和7年11月30日までに完了した業務は過去の経審に関わらず計上可能。（ただし、次回以降の経審で「その他工事」又は「兼業事業売上」で計上、整理しなければならない。）

※経営事項審査においては千円単位で計上しているが、この様式では円単位で計上することに注意

「平均維持管理業務実績高」とは次の(1)又は(2)のすべての要件を満たす業務の実績額を2で除した金額

- (1)元請けで受注した業務(発注業種は「土木一式工事」、「舗装工事」、「とび・土工・コンクリート工事」に限る。)
- ①大分県又は大分県内の市町村が発注した土木施設の維持管理(補修)業務(災害時の対応業務を含む)
 - ②令和5年12月1日から令和7年11月30日までの間に契約期間が満了し、その全部について引渡しが完了した委託業務
 - ③審査対象期間内に受審した経営事項審査において、「土木一式工事」や「とび・土工工事」、「舗装工事」等の29業種のいずれにも工事実績として計上していない業務(「その他工事」として計上し、又は「兼業実績高」として整理しているものが対象)
- (2)下請けで受注した業務(発注業種は「土木一式工事」、「舗装工事」、「とび・土工・コンクリート工事」に限る。また、一次下請けに限る)
- ①大分県が発注した土木施設の維持管理(補修)業務(災害時の対応業務を含む)で、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た業務を、一次下請けで請け負ったもの。
 - ②(1)の②と同じ
 - ③(1)の③と同じ

《添付書類》

◎過去の経営事項審査において完成工事内訳書(その他工事)で「個別に記載」した業務は省略可

1. 当該業務に係る契約書類等の写し

- ※当初契約書に加えて、最終契約額が分かる書類(変更契約書等)の写しの提出も必要
- ※最終契約額50万円未満の業務は省略可
- ※再委託承諾書の写し(一次下請けで請け負ったものに限り)
- ※契約書を交わしていない業務については、提出した請書や請求書の写しでも可

2. 当該委託業務の発注業種が確認できる書類

- (1)契約手続が電子入札システムにより行われている場合
 - ・当該業務の指名通知書、見積執行通知書、入札情報サービスに記載される指名結果表、入札結果表等で発注業種が確認できるもの(1種類)
- (2)契約手続が電子入札システムにより行われていない場合(市町村発注の随意契約による業務等)は、提出不要

《注意点》

- ・審査対象期間内に受審した経営事項審査において、「土木一式工事」や「とび・土工工事」、「舗装工事」等の29業種のいずれかに工事実績として計上している業務は対象外であり、それらをこの様式に計上すると工事実績の不正計上となるため、事前に十分確認すること。
- ※審査対象期間内に受審した経営事項審査において、「その他工事」に計上し、又は兼業売上高に整理している業務がこの様式の対象となる。(再掲)

様式3

※契約期間が2年を超える場合

維持管理業務実績高一覧表

No	発注者 【注文者】	元請 下請 区分	発注業種	委託業務名	履行期間			部分 引渡日	部分引渡 実績額 (円:税抜)	令和7年11月 30日現在契約 額(円:税抜)
					着工日	～	完了日			
1	玖珠土木事務所	元請	土木一式	令和5年度道維環単玖委 第28-2号	R5.10.1	～	R8.9.30	R6.1.8	12,500,000	150,000,000
2	〃	〃	〃	〃	〃	～	〃	R6.4.7	12,500,000	
3	〃	〃	〃	〃	〃	～	〃	R6.7.7	12,500,000	
4	〃	〃	〃	〃	〃	～	〃	R6.10.7	12,500,000	
5	〃	〃	〃	〃	〃	～	〃	R7.3.15	12,500,000	
6	〃	〃	〃	〃	〃	～	〃	R7.10.7	12,500,000	
7						～				
8						～				
9	直近の決算期までの業務については、経営事項審査において、「その他工事」又は「兼業事業売上」で計上、整理している業務が対象。※業務全体が完了する前に売上計上している場合 直近の決算期終了後から令和7年11月30日までに完了した業務は直近の経審に関わらず計上可能。（ただし、次回以降の経審で「その他工事」又は「兼業事業売上」で計上、整理しなければならない。） ※経営事項審査においては千円単位で計上しているが、この様式では円単位で計上することに注意									
10										
11										
12										
13						～				
14						～				
15						～				
合 計(1～15)								①	75,000,000	
平均維持管理業務実績高								①／2	37,500,000	

「平均維持管理業務実績高」とは次の(1)又は(2)のすべての要件を満たす業務の実績額を2で除した金額

- (1)元請けで受注した業務(発注業種は「土木一式工事」、「舗装工事」、「とび・土工・コンクリート工事」に限る。)
①大分県又は大分県内の市町村が発注した土木施設の維持管理(補修)業務(災害時の対応業務を含む)
②令和5年12月1日から令和7年11月30日までの間に、その一部又は全部について引渡し完了した委託業務
③審査対象期間内に受審した経営事項審査において、「土木一式工事」や「とび・土工工事」、「舗装工事」等の29業種のいずれにも工事実績として計上していない業務(「その他工事」として計上し、又は「兼業実績高」として整理しているものが対象)
- (2)下請けで受注した業務(発注業種は「土木一式工事」、「舗装工事」、「とび・土工・コンクリート工事」に限る。また、一次下請けに限る。)
①大分県が発注した土木施設の維持管理(補修)業務(災害時の対応業務を含む)で、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た業務を、一次下請けで請け負ったもの。
②(1)の②と同じ
③(1)の③と同じ

《添付書類》

1. 当該業務に係る契約書類等の写し(部分完了が確認できる書類を含む)
※当初契約書に加えて、最終契約額が分かる書類(変更契約書等)の写しの提出も必要
※最終契約額50万円未満の業務は省略可
※再委託承諾書の写し(一次下請けで請け負ったものに限り)
※過去の経営事項審査において完成工事内訳書にその他工事で「個別に計上」した業務は省略可
※契約書を交わしていない業務については、提出した請書や請求書の写しでも可
2. 当該委託業務の発注業種が確認できる書類
(1)契約手続が電子入札システムにより行われている場合
・当該業務の指名通知書、見積執行通知書、入札情報サービスに記載される指名結果表、入札結果表等で発注業種が確認できるもの(1種類)
(2)契約手続が電子入札システムにより行われていない場合(市町村発注の随意契約による業務等)は、提出不要

《注意点》

・審査対象期間内に受審した経営事項審査において、「土木一式工事」や「とび・土工工事」、「舗装工事」等の29業種のいずれかに工事実績として計上している業務は対象外であり、それらをこの様式に計上すると工事実績の不正計上となるため、事前に十分確認すること。格付け後に対象外の業務の計上が確認された場合には、格付けの修正等を行うこととなる。
※審査対象期間内に受審した経営事項審査において、「その他工事」に計上し、又は兼業売上高に整理している業務がこの様式の対象となる。(再掲)

工 事 經 歷 書

注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工 事 名	工事現場のあ 都道府県及び 市区町村名	配 置 技 術 者		請 負 代 金 の 額	う、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着 工 年 月	完成又は 完成予定年月
					氏 名	主任技術者又は監理技術者 の別（該当箇所にI印を記載）				
大分県 (大分土木事務所)	元請		県道〇〇線維持管理業務	大分県 〇〇市	〇〇 〇〇	✓	2,000千円	千円	令和 6年 1月	令和 6年 月
〇〇市	元請		市道△△線路面補修業務	大分県 〇〇市	〇〇 〇〇	✓	400千円	千円	令和 6年 7月	令和 6年 月
〇〇市	元請		市道□□線災害対応土砂除去業務	大分県 〇〇市	〇〇 〇〇	✓	350千円	千円	令和 6年 8月	令和 6年 8月
〇〇市	元請		市道◇◇線災害対応支障木撤去業務	大分県 〇〇市	〇〇 〇〇	✓	250千円	千円	令和 6年 8月	令和 6年 8月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
									令和 年 月	令和 年 月

金額50万円未満の業務については、契約書類の準備は不要。ただし、経審のその他工事の実績額と入札参加資格申請の「維持管理業務実績高」との整合は確認する。

入札参加資格申請時に維持管理業務実績高を加算しようとする場合の記載例

大分県発注の維持管理業務（災害時の対応業務を含む）で、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た一次下請けで請け負ったものも土木一式工事の「総合実績高」に係る「維持管理業務実績高」の対象となった。入札参加資格で「維持管理業務実績高」として加算を希望する場合は、『【その他工事に業務実績を個別に計上】』すること。
※入札参加資格申請で「維持管理業務実績」として計上予定の業務についてのまとめ書きは認めない。

小計		4件	3,068,179円	1,000,000円	2,068,179円	1,000,000円	1,068,179円
合計		4件	3,068,179円	1,000,000円	2,068,179円	1,000,000円	1,068,179円

経審で個別計上している業務については、入札参加資格での証明書類の添付が不要。

新分野進出状況申告書

令和 7 年 12 月 1 日

大分県知事 殿

住 所 大分市大手町3-1-1
 商号又は名称 (株)高崎山建設
 代表者氏名 高崎山 一郎

新分野進出状況につきまして、次のとおり申告します。

記

新分野の事業分野 (日本標準産業分類による)	大分類	中分類	小分類
	農業、林業	農業	耕種農業
新分野進出の手法	1. 自社による、新分野進出 ② 新会社を設立し(共同出資を含む)、新分野進出 新会社名: 農事組合法人 おさるファーム 代表者名: 高崎山 次郎		
事業の概要 (事業の内容、規模、雇用の 状況等がわかるように記載)	事業内容: さつまいもの栽培 事業規模: 畑10ha 雇用状況: 4人		
新分野進出した年月日	令和 6 年 9 月 1 日		
支出の金額・年月日 ※1	15, 000, 000 円(令和5年10月30日)		
上記事項に係る新分野進出 状況申告書提出実績の有無 ※2	有 ・ ④		
添付書類 (※提出実績がない者のみ必要)	① 定款の写し ② 商業登記簿謄本の写し(新会社を設立した場合のみ) ③ 新分野に進出した日及び活動状況を証する書面 ※3 ④ 500万円以上支出したことを証する書類の写し ※4		

対象期間: 令和4年12月1日から令和7年11月30日までの間における新分野進出(500万円以上の支出が必要)

※1 複数の支出を行った場合は、500万円以上になった時点の年月日を記入すること。

※2 前年度以前に同一内容の申告書を提出した実績について、該当するものに○をすること。

※3 新分野に進出した日及び活動状況を証するものとして、株主総会又は取締役会の議事録の写し、パンフレット等を添付すること。

※4 500万円以上支出したことを証するものとして、領収書や固定資産台帳の写し等を添付すること。

若年新規雇用者及び建設業従事職員名簿

許可番号		商号		(株)高崎山建設				代表者氏名		高崎山 一郎	
No	役員	氏名	生年月日	満年齢	保険加入				採用年月日	若年新規雇用者	不当要求防止責任者講習受講者
					無	有	種別	備考			
1		高田 一郎	H4.12.31	32		○	社・雇		R7.4.1	○	
2		国東 二郎	H2.2.3	35					R5.4.1	○	
3		別府 三郎	H1.12.28	35					R4.12.30	○	
4		大分 四郎	S62.4.2	38		○	社・雇				
5		臼杵 五郎	S61.5.1	39		○	社・雇				
6		佐伯 六郎	S59.8.9	41		○	社・雇				
7		大野 七郎	S57.4.22	43		○	社・雇				
8		竹田 八郎	S54.7.29	46		○	社・雇				
9		玖珠 久子	S51.9.11	49		○	社・雇				
10		日田 十子	S49.11.5	51		○	社・雇				
11	○	中津 花子	S46.1.1	54		○	社・雇				
12	○	宇佐 行子	S44.3.25	56		○	社・雇				
13	○	豊後 太郎	S42.9.16	58		○	社・雇				○
14	○	高崎山 一郎	S42.10.16	58		○	社・雇				
15							社・雇				
16		生年月日欄、採用年月日欄は、平成3年12月31日であれば、「H3.12.31」と記載して下さい。(エクセルを利用する場合も「H3.12.31」と入力して下さい)									
17											
18							社・雇				
19							社・雇				
20							社・雇				

〈集 計 票〉		
若年新規雇用者	建設業従事者	不当要求防止責任者講習の受講者
3 名	14 名	有 無

- 記載要領
- 建設業に従事する常勤の職員(役員及び個人事業主を含む。)を記載。兼業がある場合、兼業のみに従事する職員は記載しないこと。
 - 若年者順に記載して下さい。
 - 役員は役員欄に「○」を記載して下さい。(エクセルを利用して入力する場合はプルダウンで表示して下さい)
※役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。具体的には「業務を執行する社員」とは持分会社の業務を執行する社員を、「取締役」とは株式会社の取締役を、「執行役」とは委員会設置会社の執行役を、「これらに準ずる者」とは法人格のある各種の組合等の理事等をいう。なお、いわゆる執行役員、監査役、会計参与、監事、事務局長は、役員に含まれませんので、注意して下さい。また、個人事業者の場合は当該個人及び支配人をいう。
 - 生年月日欄、採用年月日欄は、平成3年12月31日であれば、「H3.12.31」と記載して下さい。(エクセルを利用する場合も「H3.12.31」と入力して下さい)
 - 満年齢は、令和7年12月1日現在の年齢を記載して下さい。(エクセルを利用する場合は、「満年齢(数字のみ)」と「採用年月日(H30.4.1の形式)」を入力すると、「若年新規雇用者欄」に該当する場合は、自動で「○」が出るよう式を入力しています。うまく反応しない場合は、式を削除して手動で「○」を付けてください。)
 - 保険加入の種別は、社会保険＝「社」、雇用保険＝「雇」のいずれかを選択し○で囲んで下さい。(エクセルを利用する場合はプルダウンから選択して下さい)
※職員の雇用年月日が確認できる資料(健康保険証写し等)を申請書類提出時に提示すること。
ただし、被保険者等(本人)の記号・番号及び保険者番号をマスキングした上で提示すること。
 - 保険加入「無」に○をした者は、常勤性を確認できるいずれかの書類(出勤簿・賃金台帳、給与所得の源泉徴収票、住民税特別徴収税額通知書、法人の役員の場合は税務署受付印のある直近の確定申告書表紙と役員報酬明細の写し、個人事業者主の場合は税務署受付印のある直近の確定申告書の写し、出向者で出向元の社会保険等に加している場合は出向協定書の写し等も必要)を申請時に提示して下さい。
 - 採用年月日は、社会保険又は雇用保険の資格取得年月日を記載して下さい。
 - 「若年新規雇用者」欄は該当する場合は「○」を記入して下さい。(エクセルを利用する場合は自動計算されます)
※該当要件は「申請要領 第2 資格審査申請書類記載要領 13 若年労働者の新規雇用状況確認書類」参照して下さい。
 - 「不当要求防止責任者講習受講者」欄は該当者に「○」を記載して下さい。(エクセルを利用する場合はプルダウンから選択して下さい)
※該当要件は「申請要領 第2 資格審査申請書類記載要領 15 不当要求防止責任者講習の受講状況確認書類」参照して下さい。

協力雇用主の登録に関する証明願兼証明書

令和 7 年 12 月 1 日

大分保護観察所長 様

(申請者)

所 在 地 大分市大手町3-1-1

商号又は名称 (株)高崎山建設

代表者職氏名 代表取締役 高崎山 一郎

当社が大分保護観察所に協力雇用主として登録していることを証明願います。

下欄の「登録年月日、作成年月日」は空欄にして大分保護観察所に証明願いを提出すること。

上記の申請者は、「令和6年 10 月 31 日」から協力雇用主として登録していることを証明します。

大分保護観察所において、いつから登録しているかの証明を得ること。

令和7年 12 月 8 日

大分保護観察所長

印